＜ 両立支援等助成金 ＞

職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入、支援を実施した場合

※（　）は中小企業事業主以外も対象
※（ー）は中小企業事業主のみ

内　容	助　成　額
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に、有給休暇を取得させた事業主に対して支給する。	対象労働者１人につき、有給休暇の延べ日数が合計 20 日以上の場合 **20 万円**（１事業主あたり５人まで）
出生時両立支援コース（第１種）（子育てパパ支援助成金）（ー） 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務の見直し等が含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後８週間以内開始する連続５日以上（所定労働日４日以上）の育児休業を取得させた中小企業事業主に支給する。	**育児休業取得**　**20 万円** **育児休業等に関する情報公表加算**　**２万円** ※１事業主１回限り
出生時両立支援コース（第２種）（子育てパパ支援助成金）（ー） 第１種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を３年以内に 30%以上上昇させた場合 ※ 第１種受給年度に育休対象の男性が５人未満かつ取得率 70%以上の事業主は、３年以内に２年連続 70%以上となった場合も対象	**育児休業取得率の 30%以上上昇等** ・１年以内達成：**60 万円** ・２年以内達成：**40 万円** ・３年以内達成：**20 万円** ※１事業主１回限り
介護離職防止支援コース（ー） 「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給する。 ① 介護休業：対象労働者が介護休業を合計５日以上取得し、復帰した場合 i）（①への加算）業務代替支援加算：介護休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣も含む）または代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職復帰させた場合 ② 介護両立支援制度：介護のための柔軟な就労形態の制度（*）を導入し、合計 20 日以上利用した場合。(*) 介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助等） ii）(①、②への加算)個別周知・環境整備加算：介護を申し出た労働者に対する個別周知及び仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合 ③ 新型コロナウイルス感染症特例：新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合	**① 介護休業　休業取得時・職場復帰時**にそれぞれ、**30 万円** （１年度５人まで） i）（①への加算）**業務代替支援加算**　新規雇用　**20 万円** 手当支給等　**5 万円** **② 介護両立支援制度**　**30 万円**　（1 年度５人まで） ii）（①、②への加算）**個別周知・環境整備加算**　**15 万円** **③ 新型コロナウイルス感染症対応特例** （労働者１人あたり）　※１年度５人まで ５人以上 10 日未満：**20 万円** 10 人以上：**35 万円**
育児休業等支援コース 育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主（①～③は中小企業事業主）に支給する。 ①育休取得時　②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業（3 か月以上）の取得・復帰に取り組んだ場合。③職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6 か月以内に一定以上利用させた場合。 ④新型コロナウイルス感染症対応特例：小学校等の臨時休業等により子供の世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合 **【育児休業等に関する情報公表加算】** 出生時育児休業支援コース（第１種）及び育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例以外）について、申請前の直近年度に係る以下の①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、支給額を加算（各コース１回限り）。 ①男性の育児休業取得率　②女性の育児休業取得率　③男女別の平均育休取得日数	**① 育休取得時**　**30 万円** **② 職場復帰時**　**30 万円** ※ ①②各２回まで（無期雇用者・有期雇用者　各１回） **③ 職場復帰後支援** 制度導入　**30 万円** 制度利用：A 看護休暇制度 1,000 円 ×　時間 B 保育サービス費用　実支出額の 2/3 補助 ※ 制度導入は１回限り、制度利用は初回から３年以内に５人まで **④ 新型コロナウイルス感染症対応特例** １人あたり **10 万円**　※ 10 人まで（ 上限 **100 万円** ） **育児休業等に関する情報公表加算** ①～④いずれかへの加算として **２万円**　※１回限り

内　容	助　成　額
育休中等業務代替支援コース　NEW!!　（ー） **＜新規雇用＞** 育児休業を７日以上取得した労働者が行っていた業務を代替する労働者を新規に雇い入れた場合（新規の派遣受入れを含む）に、業務を代替した期間の長短に応じた額を支給します。 **＜手当支給＞** 育児休業を７日以上取得した労働者や育児のための短時間勤務制度を１か月以上利用した労働者が行っていた業務について、周囲の労働者に手当等を支払った上で代替させた場合に、支払った手当額に応じた額を支給します。	**＜新規雇用＞** 対象育児休業取得者１名につき、「育児休業期間中に業務代替した期間」に応じて　**９万円** から **６７．５万円** **＜手当支給＞** 対象育児休業取得者１名あたり、以下１，２の合計額を支給 １．業務体制整備経費：**５万円** ※ 育休期間が１か月未満、短時間の場合は**２万円** ２．業務代替手当：業務代替者に支給した手当の**総額の３／４** ※ 手当の対象人数に関わらず、支給総額を対象として計算 育休の場合、**10 万円/月**が助成金の上限、 代替期間 12 か月分まで対象 短時間勤務の場合、**３万円/月**が上限、 子が３歳になるまでの期間が対象 ※ 有期雇用労働者加算、育児休業等に関する情報公表加算あり
不妊治療両立支援コース　（ー） 不妊治療と仕事との両立のための環境整備に取り組むとともに不妊治療両立支援プランの策定及び同プランに基づく措置を実施し、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を利用させた中小企業事業主に支給する。※長期休暇加算あり	**環境整備、休暇取得等** **30 万円**　（１事業主１年度１回限り） **長期休暇の加算** **30 万円**　（１事業主１年度１回限り）

パンフレット・申請様式・提出先

パンフレット	両立支援等助成金支給申請の手引き（ 2023[令和５]年度版 ）	【PDF 5.7MB】
	2023 年度の両立支援等助成金のリーフレット	【PDF 868KB】
	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	【PDF 764.72KB】
申請様式	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	
	出生時両立支援（子育てパパ支援助成金）、介護、育児休業コース	
	不妊治療両立支援コース	
問い合わせ 提出先	**山形労働局　雇用環境・均等室　〒990-8567　山形市香澄町 3-2-1　山交ﾋﾞﾙ 3 階** **TEL：023-624-8228　FAX：023-624-8246**	